

## 給与等の差押金額計算書（賞与等支給月）

滞納者の給与等のうち、国税徴収法第76条第1項の規定により差押えが禁止される部分がありますので、次の方法によって伊勢崎市へ入金する金額を求めてください。入金額は「実際の金額・人数」の緑色に塗られた部分を入力することで自動計算されます。伊勢崎市への入金額の欄に表示された金額（黄色に塗られた部分の金額）を入力してください。※1

項目	実際の金額・人数	計算額
給与等・賞与等のうち、先に支給されるもの	賞与等	
	150,000	150,000
国税徴収法第76条第1項の規定による差押禁止額	5,258	6,000
	0	0
料 ※2	19,596	20,000
		26,000
	239,600	239,000
国税徴収法第76条第1項の規定による差押禁止額	4,670	5,000
	13,400	14,000
料 ※2	37,993	38,000
		57,000
の ※3	滞納者含む 生計同一親族数 2人	145,000
の ※3		33,000
差押可能金額の合計		128,000
賞与等支給日の差押可能額（総支給額 - 差押禁止額）		0
給与等支給日の差押可能額（総支給額 - 差押禁止額）		128,000
賞与等の取立てに係る振込手数料 ※5	0	
給与等の取立てに係る振込手数料 ※5	0	

**算定例**  
**賞与等が先に支給され、賞与等の支給額等が**  
 ・総支給 150,000円  
 ・所得税 5,258円  
 ・社会保険料 19,596円

**給与等の支給額等が**  
 ・総支給 239,600円  
 ・所得税 4,670円  
 ・市県民税 13,400円  
 ・社会保険料 37,993円

**・2人世帯**  
**・納付書による支払いの場合**

<b>伊勢崎市への入金額(賞与等支給日)</b>	<b>0円</b>
<b>伊勢崎市への入金額(給与等支給日)</b>	<b>128,000円</b>

**【注意事項】**

- ※1 該当者の承諾や生活状況等に応じて、差押金額の算定が通常と異なる場合があります。取立てについて本市から別に指示がある場合はその指示に従ってください。
- ※2 健康保険・厚生年金保険・介護保険・雇用保険等の合算額をご入力ください。
- ※3 人数と金額は別途債権差押通知書に同封し送付する差押金額計算書からご確認ください。
- ※4 取立ての履行状況確認のため、差押可能額が0円であった月は、その旨を電話等でご連絡ください。
- ※5 指定口座に送金する場合にご入力ください。歳計外領収書（納付書）による支払いの場合、振込手数料は掛かりませんから0をご入力ください。

伊勢崎市役所 財政部収納課  
 電話番号：0270-27-2723（直通）